

ビジネスサポートなかの

Business support NAGANO

5

MAY 2014



経営者シリーズ トップかく語りき

有限会社グランジャ
代表取締役

三水 亜矢氏

Aya Samizu



有限会社グランジャ

上水内郡小川村高府8573

TEL 026-269-1101

FAX 026-269-1102

設立 平成13 (2001) 年5月

資本金 300万円

業種 産地直送食料品、菓子の販売、食品の加工
および販売、室内・展示会場の装飾材料の
販売

産直を通して、食と農への思いを伝えたい。

「食は人間が生命を維持していく源。食をおろそかにすると生命が脅かされると思う。だから、まず食をきちんとしないと」

両親は山口県の果樹農家。若い頃10年間ブラジルで農業関係の仕事をし、帰国後農園を始めた。その両親がつくる果物を食べ、幼い頃から農業生産者の集まりにもよく連れ出されたという三水亜矢さん(50)。旬の農産物を生産者から直送する「産直コーディネーター」として会社を切り盛りする、三水さんの「食」への特別な思いが育まれるのは自然の成り行きだった。

大学で家政学を専攻。東京で製菓材料メーカーに勤め商品企画や営業の仕事をする一方、オーベルジュへの興味からレストランでアルバイトも。その後、松本市に転居していた1996年、父親に頼まれて洋ナシ

の生産者を塩尻に訪ねたことが大きな転機となった。

「電話帳で調べ、訪ねた塩原農園で何種類も食べさせてもらった洋ナシが本当においしくて。これをこだわりの持つ料理人にぜひ紹介したいと思ったんです」。三水さんはさっそく雑誌に載った都内のこだわりパティシエにDMを送り、反応が良かった店に営業をかける。ここから現在の仕事スタイルが始まった。

より良い食材を求めるパティシエは曜日、時間を問わずさまざまなリクエストを投げかける。それに応えようと三水さんが「探し出して」きた生産者は北海道から沖縄まで全国に広がった。「電話だとこちらの思いが伝わらない」と直接訪ねるのが三水さんの流儀。扱う農産物も、果樹・野菜、米から山菜・きのこ、手づくりの加工食品まで多種多様だ。

「生産者とパティシエの橋渡しをして、どちらにも喜んでもらえることがやりがい」と三水さん。「あまり利益が出ないことが悩みです」と笑う。リーマンショック、取引先の倒産など厳しい経営局面も、「とにかく食が好き」の気持ちを力に乗り越えてきた。

そのパワーの向かう先は産直ビジネスだけにとどまらず、農業体験を通して自分発見をめざす「俺の田舎大作戦」やトレッキングの企画運営にも携わる(参加者募集中)。また、地域で食に関わる仕事をしている仲間たちと活動する「信州食彩プロジェクト」では、長野ヤナセ・ショールームで定期的に販売会を開催。6月15日(日) 妙高・笹ヶ峰高原で開く「初夏の摘み草トレッキング&山菜料理食事会」の準備も楽しい仕事だ。

回 覧

CONTENTS

MAY 2014

5

表紙写真

経営者シリーズ

有限会社グランジャ 代表取締役

三水 亜矢氏

事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所

逮捕されたら…(1)

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記③⑦

5

税務署からのお知らせ

ちょっと教えて！身近な法律Q&A

事業目的を決定する際に
注意すべき点は、ありますか。

6

経営者の成長指南 浪 宏友氏

企業会計NOW

第38回 収益、費用の基本的な会計処理について

7

ゴルフのトホホ日記

Business Information

Tea Room

8

事業実施カレンダー

CALENDAR

5月の予定

1木 税制委員会

2金

3土

4日

5月

6火

7水

8木 須坂部会 総会

9金 脳ドック検診

10土

11日

12月 理事会・企画運営評議員会

13火

14水 経営相談室(法律相談)
高山部会 税務研修会・総会

15木 東部部会 税務研修会・総会

16金

脳ドック検診
信濃町部会 税務研修会・総会

17日

18日

19月 篠ノ井部会 税務研修会・総会

20火 松代部会 税務研修会・総会

21水 6月決算法人説明会

22木

23金

脳ドック検診
豊野町部会 税務研修会・総会

24日

25日

26月

27火 信州新町部会 税務研修会・総会

28水

経営相談室(法律相談)
鬼無里部会 税務研修会・総会

29木

七二会・信更部会 合同税務研修会・総会
若穂部会 税務研修会・総会

30金

脳ドック検診
小布施部会 税務研修会・総会

31日

セミナーは受けたけれど忙しくて時間が取れない方

継続的に社員研修ができるシステムがほしい方etcにぜひご覧いただきたい

インターネットセミナー

視聴無料

(長野法人会HPトップページの下段に
バナー(見出し画像)があります)

常時200タイトルのセミナーが視聴可能!!

オススメプログラム TOP3

ID:hj0901 パスワード:0011

① 平成26年度4月1日社会保険関連法 改正のポイント

オフィスサンエス 安中社会保険労務士事務所所長 安中 繁氏

平成26年度の社会保険に関する法改正を速報でお届けする。法人関連と個人関連の項目、それぞれにおいて、知っておきたい、抑えておきたいポイントに絞って解説する。

② 介護ビジネスの実態と今後のトレンド

～介護事業に参入したい人へのアドバイス～

社会保険労務士 後藤 功太氏

超高齢化社会に突入している現在、刻々と介護ビジネスの需要が高まっている。そんなニーズがある中、介護現場はどうなっているのか？ また介護ビジネスにはどのようなメリットがあるのか？ 介護ビジネスの人材育成と支援活動を行う講師が、新たに介護事業に参入したい人へ向け、介護ビジネスのトレンドを解説する。

③ 消費税引き上げを機に 経営体質強化を目指す

財務リスク研究所 代表 横山 悟一氏

今年4月の消費税引き上げを受けて、中小企業が増税分をきちんと価格に上乗せできるよう、国では様々な転嫁対策の施策が講じられている。一方で、財務的な知識不足と消費税引き上げへの対応の誤りによる企業の資金繰り悪化や倒産増加も懸念されている。本セミナーでは、消費税増税に対する備えと財務的なツールを紹介しつつ、「潰れない資金繰り体質」の構築の仕方を伝授する。

税務研修会・部会総会

4月から部会ごとに税務研修会を開催しています。今回の研修会は平成26年度の税制改正について、特に消費税の解説が中心となっています。

日時等の詳細は部会から案内がありますので、ご確認ください。

なお、ご出席できない場合は、資料をご送付しますので、事務局までご連絡をお願いします。(TEL227-0011)



研修資料

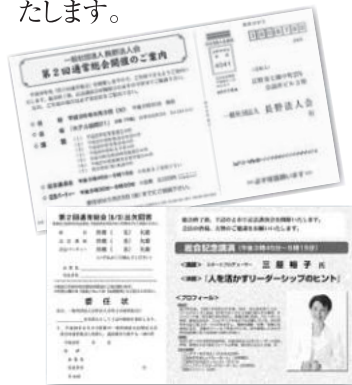
6月の予定

1回	16月
2月 須坂部会 税務研修会	17火
3火 第2回通常総会	18水
4水	19木
5木 長野市三輪部会 税務研修会	20金 脳ドック検診 青年部視察旅行(～21日)
6金 脳ドック検診	21土
7土	22日
8日	23月
9月	24火 8月決算法人説明会
10火	25水 経営相談室(法律相談)
11水 経営相談室(法律相談)	26木
12木	27金 脳ドック検診
13金 脳ドック検診 7月決算法人説明会	28土 川中島部会 落語寄席
14土	29日
15日	30月

第2回通常総会

先月からご案内のとおり、6月3日に第2回通常総会が開催されます。会員皆様には万障お繰り合せのうえご出席賜りますようお願いいたします。

なお、ご出席いただけない場合には、委任状の提出にご協力くださるよう重ねてお願いいたします。



総会案内はがきを折込んでいます

法人会落語寄席

一昨年度から始まった法人会落語寄席については、部会単位での実施となっている。本年度も真打への昇進を果たした立川晴の輔さんに古典落語をご披露いただく中、次のとおり日程が決定している。会員のみならず地域一般の皆様にもお誘い合わせのうえご参加ください。



立川晴の輔

実施日	6月28日(土)	8月27日(水)
時間	16:00～17:00	17:00～18:00
会場	川中島町公民館	割烹阿ら井
主催部会	川中島部会	長野市三輪部会

決算説明会

6月決算法人対象

開催日時

5月21日(水)

10:00～11:30

会場

ホクト文化ホール
2F 小ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。今回ご都合がつかない場合は翌月以降の説明会にご出席願います(資料請求も可)。駐車場に限りがございます。なるべく公共交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

6月13日(金)

10:00～11:30

ホクト文化ホール

法人会
経営相談室

法律相談は、第2・第4水曜日に開催
税務相談と労務相談は、相談申し込みの都度開催

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

法律相談

5月14日(水)

28日(水)

10:00～12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276(会議所ビル 3F)

TEL026-227-0011

相談員

弁護士

中嶋慎治氏・倉崎哲矢氏

費用

会員＝無料 会員以外＝5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属
弁護士 中嶋 慎治
中嶋慎治法律事務所



逮捕されたら…(1)

皆さん、こんにちは。今回は刑事手続について取り上げます。

警察に逮捕されるなんて、滅多にあることではないと思います。だからこそ、ある日突然自分が逮捕されたら、家族が、従業員が逮捕されたら、一体どうになってしまうのか。もしものときにパニックにならないよう、最低限のことを知っておくことは必要でしょう。

逮捕の実情

(1) 逮捕とは

突然警察官がやってきて、逮捕状を示され、署まで来てくださいますと言われます。どんな予定があっても、有無を言わず連れて行かれる、これが逮捕（通常逮捕）です。

逮捕とは、被疑者（犯罪をしたと疑われている人）に対する最初の短期間の強制的な身体拘束処分をいいます。

逮捕は、「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」があって、「（逃亡のおそれがなく且つ罪証を隠滅するおそれがないなど）明らかに逮捕の必要がないとはいえないとき」になされます。少し分かりにくいかもしれませんが、逮捕の必要性が不明な場合でも逮捕状が発布されますので、その意味で緩やかな要件といえます。

(2) 逮捕の場所

本来は拘留所ですが、代わりの施設である警察署内の留置場に収容されることがほとんどです。留置場だと、24時間捜査機関の手中に置かれることになりますので、被疑者が精神的に圧迫を受けたり、連日長時間の取調にさらされる危険が高く、身に覚えのない否認事件では特に問題です。

(3) 面会の可否

逮捕段階は、弁護士以外の者との面会は出来ません。

なお、後述の勾留段階では、接見禁止が付されていなければ、誰でも面会は可能です。

(4) 逮捕の期間

最大72時間（3日）です。検察官が72時間以内に後述の勾留請求又は公訴提起をしないと、釈放されます。ただし、勾留請求される場合が多いです。

逮捕後の手続

(1) 勾留

検察官による勾留請求と裁判官による勾留決定を経て、引き続き身体拘束されます。これが「勾留」です。勾留は、勾留請求日から最大10日間ですが、1回勾留延長がなされ更に10日間勾留されることが多いので、最大20日間と考えてください（まれに5日の再延長もあります）。

(2) 終局処分

上記勾留期間の終わり頃に、検察官は、公訴提起（公判請求、略式請求等）するか、不起訴（嫌疑不十分、起訴猶予等）にするかを判断します。

公判請求がなされた場合は、引き続き勾留され、だいたい1～2カ月後に正式裁判が開かれます。

略式請求がなされた場合は、裁判所が罰金刑の略式命令を言い渡し、釈放されます。後に罰金を支払う必要があります。なお、罰金を支払えない場合は、再度拘束され、労務場で働いて1日5,000円換算で罰金を支払うことになります。

なお、起訴されると、「被疑者」から「被告人」に変わります。

他方、不起訴になれば、釈放されます。

(3) 保釈

公判請求がなされ、被告人勾留の段階においては、保釈請求が可能です。

裁判官により保釈が認められると、決められた保釈金を積んで、釈放されます。

保釈が認められても裁判には出頭しなければなりません。仮に有罪で実刑（直ちに刑務所へ行くこと）の判決が言い渡されると、その場で拘束されます。

逃亡等をしなければ、裁判の結果にかかわらず、保釈金は返還されます。

以上、手続を中心にご紹介しました。次回は、実際に逮捕されたら何をしたらよいかを考えます。

BOOK
ビジネス書
ランキング

今月の売れ筋10冊

2014.3/1～3/31
平安堂長野店 提供

- 1 嫌われる勇氣 ■岸見一郎／著 ダイアモンド社 1,500円
- 2 ディズニー おもてなしの神様が教えてくれたこと ■鎌田洋／著 ソフトバンククリエイティブ 1,100円
- 3 ゼロ ■堀江貴文／著 ダイアモンド社 1,400円
- 4 伝え方が9割 ■佐々木圭一／著 ダイアモンド社 1,400円
- 5 統計学が最強の学問である ■神原英資／著 ダイアモンド社 1,600円
- 6 人とお金 ■斎藤一人／著 サンマーク出版 1,600円
- 7 ファミリー ビジネス マネジメント ■中沢康彦／著 日経BPマーケティング 1,600円
- 8 世界のエリートはなぜ、この基本を大事にするのか？ ■戸塚隆将／著 朝日新聞出版 1,300円
- 9 何があっても、だから良かった ■青木廣憲／著 PHP研究所 1,500円
- 10 長野が世界に誇りたいものづくりの会社 ■SBC信越放送／著 あさ出版 1,400円

今月の一冊



ディズニー おもてなしの神様が教えてくれたこと

鎌田洋 著 ソフトバンククリエイティブ 1,100円（本体価格）

本書は、ディズニーランドにおけるサービスを越えた「おもてなし」について、文字通り「表も裏もない」気配りの心を学んでいく様子を3つの物語を通して紹介しています。読んだ人のほとんどが涙した待望のシリーズ第4弾です。

税理士の事件簿

作成■関東信越税理士会 長野支部所属 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章 平井 幸光 渡邊 隆行

税務調査の立ち会い顛末記 37

今回のテーマは、毎月の役員給与（「定期同額給与」という）を年度途中で減額改定した場合の取扱いについてです。
税務調査は以下のようなものでした。

1.会社側の行った経理処理

3月決算であるA社は、今後も更なる業績悪化が懸念されることから、事業年度の途中である10月から代表取締役の毎月の役員給与を減額することとし、その旨取締役会（H24.09.30）で決議しました。

その結果、H25年3月期（H24年4月1日～H25年3月31日）における毎月の役員給与（代表取締役分）の支給額は、以下の通りです。

- ①H24年4月～5月は、各月額80万円
（H23年3月期の定時株主総会及び取締役会の決議による金額）
- ②H24年6月～9月は、各月額70万円
（H24年3月期の定時株主総会及び取締役会の決議による金額）
- ③H24年10月～H25年3月は、各月額40万円
（H24年9月30日取締役会の決議による金額）

A社としては、毎月の役員給与について、毎年の定時株主総会及びこの決議を受けて行われる取締役会の決議による金額を、原則的に支給すべきことは認識していましたが、事業運営の必要上、年の途中であっても改定せざるを得ない事情になることもあり得るので、各月の支給額が当然、損金算入できるものとして経理処理し申告しました。

その後、税務調査が行われ調査官から次のような見解を示されました。

2.調査官の見解

調査官の意見は、今回の経理処理で行った、毎月の役員給与（以下「定期同額給与」という）の改定は、単に「今後も更なる業績悪化が懸念される」という程度の抽象的な理由によるものであり、法人税法上の損金算入が認められる改定事由（以下、「業績悪化改定事由」という）に該当しません。

従って、上記1の②の期間（H24年6月～9月）について、各月30万円（70万円－40万円）相当部分の役員給与支給額は、「定期同額給与」に該当しないことから損金算入が認められませんので、当該金額を所得に加算し修正申告を提出していただきたいと考えています。

なお、この金額の算出理由等は以下のとおりです。

A社が年度の途中で行った、毎月の役員給与（以下「定期同額給与」という）の改定は、単に「今後も更なる業績悪化が懸念される」という程度の抽象的な理由によるものであり、法人税法上の損金算入が認められる改定事由（以下、「業績悪化改定事由」という）に該当しませんので、H24年6月以降は、各月において、いわば減額改定後の金額（40万円）を毎月継続して支給するとともに、減額改定前の期間（H24年6月～9月）についてだけ、この減額改定後の金額（40万円）と、臨時的に各月30万円を上乗せして支給していたものとみなすことができます。

したがって、H24年6月～H25年3月は、減額改定後の金額（40万円）に相当する金額が「定期同額給与」となるものと判断されます。

3.税理士のアドバイス

調査官の指摘は、現状における「定期同額給与」という法人税の取扱い上、やむを得ない点も多々あるものと考えます。その詳細は以下のとおりです。
「定期同額給与」について、現在の取扱いにより法人税法上損金算入が認められるためには、一定の要件が課せられています。

税務当局は、「定期同額給与」を、事業年度中いつでも自由に変えること（増額及び減額）を認めてしまうと、いわゆる利益調整により所得額が歪められ、課税の公平が損なわれてしまうと考えているようです。

ここで、「定期同額給与」の損金算入の要件について簡記しますと、次のような改定による支給額変更以外は認めないというものです。

- (1) 会計期間開始の日から3ヶ月以内の改定
- (2) 役員の職制上の地位変更・職務内容の重大な変更その他これらに類する

やむを得ない事情による改定（「臨時改定事由」という）

- (3) 法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由による減額改定（「業績悪化改定事由」という）

（法人税法第34条1項及び法人税法施行令第69条1項参照）

調査官の見解はおそらく、上記(3)でいう「業績悪化改定事由」についての見解として、「客観的な状況がない単なる将来の見込みにより役員給与を減額した場合にはこれに含まれない」（「役員給与に関するQ&A」H20.12（H24.04改訂）：国税庁 参照）としているため、A社の改訂事由は、「業績悪化改訂事由」に該当しないと判断したものと思われます。

国税庁は、平成20年12月において、次のような場合は「業績悪化改定事由」に該当することを示しています。

- ①株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合
 - ②取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合
 - ③業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合
- また、上記①～③以外の場合であっても、経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情があるときは、「業績悪化改定事由」に該当すると考えられる旨を明らかにしています。
- もちろんこの場合にも、減額せざるを得ない客観的な事情を具体的に説明できるようにしておく必要があります。

さらに、上記のほか、平成24年4月において、「業績の著しい悪化が不可避と認められる場合の役員給与の減額」を追加し、以下のような場合も「業績悪化改定事由」に該当することを明らかにしました。

- ④現状では数値的指標が悪化しているとは言いえないが、役員給与の減額などの経営改善策を講じなければ、客観的な状況から今後著しく悪化することが不可避と認められる場合

（例えば、売り上げの大半を占める得意先が1回目の手形不渡りを出し、数か月後に売り上げが激減することが避けられない状況となり、役員給与の減額を含む経営改善計画を策定したなど）

ただし、あくまでも客観的な状況によって判断することになりますから、客観的な状況がない単なる将来の見込みにより役員給与を減額した場合は、「業績悪化改定事由」にあたらないことになります。

なお、役員給与を減額するにあたり、会社経営上の数値的指標の著しい悪化が不可避と判断される客観的な状況として、どんな事情があったのか、またどのような具体的な計画を策定したのかなどを、説明できるようにしておく必要があります。（「役員給与に関するQ&A」H20.1（H24.04改訂）：国税庁 参照）

A社の場合、事業年度の途中にもかかわらず、更なる業績悪化が懸念されるとして役員給与の減額改定を行った背景について、もう一度、税理士さんともよく相談の上、担当調査官に対して更に具体的な客観的状況を踏まえて、丁寧に説明を尽くすことをお勧めします。

とはいえ、法人にとっては、事業運営の必要上、事業年度の途中であっても役員給与を改定せざるを得ない事態に陥ることは、常に起こり得ることであり、その事情もまた無限に想定されると考えられます。

このような実情を踏まえれば、役員給与についての法人税法の規定の仕方にも一考の余地があるという考え方も十分あり得ます。

この点に関して、現在、税理士会としては、役員給与に関する規定（法人税法第34条）について、原則損金算入の規定に改めるよう税制建議要望事項の提言を行っているところでもあります。

消費税簡易課税制度等の改正のお知らせ

平成26年3月に、消費税法施行令の一部が改正され、簡易課税制度のみなし仕入率が見直されました。

税務署からのお知らせ

【改正の概要】簡易課税制度のみなし仕入率が、次のとおり見直されました。

- ・金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ（のみなし仕入率60%→50%）
- ・不動産業が、第五種事業から新たに設けられる第六種事業へ（のみなし仕入率50%→40%）

事業の種類		のみなし仕入率【改正前】	のみなし仕入率【改正後】
その他事業	飲食店業、その他の事業	60%（第四種）	60%（第四種）
	金融業及び保険業		50%（第五種）
サービス業等	運輸通信業、サービス業（飲料店業を除く）	50%（第五種）	50%（第五種）
	不動産業		40%（第六種）

【改正の適用関係】

この改正は、平成27年4月1日以降に開始する課税期間から適用されます。ただし、次の経過措置が設けられています。

経過措置の内容

平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間（簡易課税制度の適用を受けることができない期間）については、改正前ののみなし仕入率が適用されます。（注）平成26年10月1日以後に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を新たに提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から、改正後ののみなし仕入率が適用されます。

ちょっと教えて!

身近な法律 Q&A



司法書士

江尻 克雄

江尻克雄事務所
長野市大字南長野南県町652-1 テラサビル2階
TEL 026-235-2293
FAX 026-235-2294

事業目的を決定する際に注意すべき点は、ありますか。

Q 私は、飲食店事業をしている株式会社〇〇商事の代表取締役社長(A)です。この度、新たに「食料品の販売」をする事業を始めるにあたり、当社の事業目的を変更したいと考えています。この際、当社の事業目的を全部まとめて「商業」とする変更はできますか。また、会社の事業目的を定める場合、どのようなことに注意したら良いですか。

A 現在、会社の事業目的を「商業」というような抽象的で具体的な目的を定款に定め、また登記簿により公示することもできます。しかし、このような会社の具体的な事業内容が明らかでないこと、取締役の目的外行為の差し止め請求が困難になることなどの不利益があったとしても、このような不利益は、当該会社の構成員(株主等)や当該会社を取引相手とした債権者(いわゆる取引先)その他の利害関係人が負うことになるので、目的を定款に定める際は、慎重な判断が必要です。

以下、会社の事業目的を定める場合の一般的な注意点として目的の適格性について述べますが、最終的には具体的事例毎に検討する必要があります。

会社の目的は、先に述べたように株主や会社の機関だけでなく、会社の取引先にとっても重要な意義をもっています。

そのため、定款に会社の目的を定める場合には、実務上、会社の事業内容が何であるか明確にする必要があります(1)明確性。また、会社は、対外的事業活動から上がった利益を株主等の構成員に分配することから、会社の目的は、業として利益を得る可能性のあるものである必要があります(2)営利性。そして、法令や公序良俗に違反してないことが必要です(3)適法性。

このように、会社の目的には、目的の適格性として、(1)明確性、(2)営利性、(3)適法性、の三つの要件が必要とされています。次に目的の適格性についてもう少し詳しく述べます。

(1) 明確性について

「明確性」の意味については、「語句の意義が明瞭であり一般人において理解可能なこと」と解されています。目的に記載された外来語や専門用語等の場合にも、社会通念に従って目的の意味が明確であるかどうか判断することになりますが、現実には国語辞典や現代用語

辞典等においてこれらの用語の説明があるかなどを参考に登記官が判断することになります。

(2) 営利性について

会社の目的の営利性の判断基準は、会社の目的とした事業内容が利益を得る可能性があるかどうか基準となりますので、利益を得る可能性がない行為を目的と定めることはできません。営利性のないものと判断された事例としては、『「社会福祉への出費並びに永勤退職従業員の扶助」及び「会社及び業界利益のための出費並びに政治献金」の目的を追加する株式会社変更登記申請』が営利性のない事業を追加する目的の変更登記として却下事由に該当すると判断されたものがあります。

(3) 適法性について

会社の目的が、法令により会社の事業として営むことが禁止された事業であったり、法令により会社の事業として営むことまでは禁止されてはいないが公序良俗に反するものである場合は、それらの事業を目的として定めることはできません。仮にそのような事業内容を目的として定款に定めても強行法規又は公序良俗に反するとして無効であると解され、登記もされません(却下事由に該当すると判断されます)。

例えば、法令上、弁護士、司法書士等の資格者に限り行うことができる事業については、原則としてその資格者自身又は弁護士法人、司法書士法人等の資格者の根拠法令で認めた法人のみが行うことができ、会社が事業として目的とすることができません(弁護士や司法書士等が会社組織でその資格者の事業を行うこともできません)。

最後に現在の会社法の施行日(平成18年5月1日)前までは、目的の適格性として「具体性」を備えなければなりませんでした。これは、会社法施行前までは、類似商号規制があり、会社の目的がその規制の及ぶ範囲を決める機能を有していたためです。会社法施行後の現在は、登記実務において、会社の目的の具体性については、審査を要しない取り扱いとなりましたので、単に「事業」、「営業」、「商業」のような抽象的な目的でも差し支えないと解されていますが、他社との取引や許認可手続等で一定の不利益が生じる可能性も考えられますので、会社法施行前と同じように目的の具体性について慎重に判断する必要がありますといえます。

経営者の成長指南

ハードスキル



人材育成コンサルタント
浪 宏友事務所

代表 浪 宏友

担当する業務を遂行する能力をスキルといいますが、スキルにはハードスキルとソフトスキルがあります。

担当する業務を遂行するために必ず必要となる専門性の高いスキルが、ハードスキルです。業務、業態、職務、職階などに応じて、必要なハードスキルが定まってきます。

自動車の販売を担当する人なら、自動車を販売するためのハードスキルが必要です。自動車の修理を担当する人なら、自動車を修理するためのハードスキルが必要です。それぞれの仕事を、それぞれのハードスキルで行っているのです。

職工としては評判の高かった人が管理職になったら評判がガタ落ちになってしまったという話があります。職工としてのハードスキルはレベルが高かったのですが、業務管理のために必要な

管理能力というハードスキルは持っていなかったのです。

営業部門では業績がはかばかしくなかった人が、管理部門に配属されて帳簿や物品を相手に仕事をするようになったら、水を得た魚のように元気になる、評判も上々になったという例があります。営業のハードスキルは低かったけれど、物品管理のハードスキルは高かったのです。

これらは、ハードスキルを見ながら配属することが重要な意味を持つ例だと思えます。

自分の担当する仕事が決まったけれど、ハードスキルが心もとないというようなときには、教えを乞うなり、自己啓発をするなりして、身につける努力をしたいと思います。よほど特殊なスキルでない限り、努力すれば、たいいてい身につけることができるものです。

〒380-0935 長野市中御所5-13-21-106 TEL&FAX 026-224-2638 E-mail nakagosho@f8.dion.ne.jp

企業会計

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 鮎澤 英之

第38回 収益、費用の基本的な会計処理について

中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小要領」といいます。）では収益、費用の会計処理について次のように求めています。

1. 収益、費用の基本的な会計処理

- (1) 収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に計上する。
- (2) 費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上する。
- (3) 収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益を計算する。
- (4) 収益及び費用は、原則として、総額で計上し、収益の項目と費用の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

収益、費用について中小要領のいわんとしていることは以下のとおりです。

(1) では、収益の計上時期について、現金や預金の入金があった時（これを「現金主義」といいます。）ではなく、製品、商品やサービスの提供を行い、これに対する対価として、売掛債権が発生した時（これを「実現主義」といいます。）に計上することを求めています。なお、実現主義とは取引の発生のみならず、取引金額が確定した時点で収益を認識することです。

(2) では、費用の計上時期について、現金や預金の支払いをした時ではなく、費用の発生原因となる取引やサービス提供が行われた時（これを「発生主義」といいます。）に計上することを求めています。

さらに、利益は収益から費用を差し引いて計算されますが、収益と費用が適正に対応していなければ、正しい利益は計算できません。そこで、(3)において、収益に関連する費用は収益の計上と同時に計上しなければならないことを求めています（これを「費用収益対応の原則」といいます。）。また、収益と費用は総額で計上（これを「総額主義の原則」といいます。）し、収益と費用を相殺することは認められません。相殺してよいとなれば、極論すれば当期純利益のみの損益計算書でよくなってしまい、これでは企業活動の状況がまったく分からなくなってしまいます。

中小要領に従うことで経営の状況の把握がタイムリーになることを簡単な設例で解説します。

設例

前提条件：

- ① 売上代金及び仕入代金は月末締め、翌月末決済とする。
- ② 4月から6月の3ヵ月間を1会計期間とする。
- ③ 4月から6月の売上、仕入の状況は以下のとおりとする。

	4月	5月	6月
売上	55	165	110
仕入	330	0	0
在庫	280	130	30

④ 売価は仕入原価に10%の利益を乗せている。

⑤ 月次処理が現金主義の場合、6月に決算修正で発生主義ベースにする。

a. 現金主義の場合の損益計算書

	4月	5月	6月	決算修正	合計
売上		55	165	110	330
売上原価		330	0	△30	300
売上総利益		△275	165	140	30

b. 中小要領に従った場合の損益計算書

	4月	5月	6月	決算修正	合計
売上	55	165	110	—	330
売上原価	50	150	100	—	300
売上総利益	5	15	10	—	30

現金主義で作成した損益計算書の場合、4月に取引があったことが反映されないため、取引の実態と損益計算書が一致しません。また、収益と費用の対応がとれていないため、売上総利益が正確に計算できていません。

これに対し、中小要領の実現主義・発生主義で作成した損益計算書は、取引の実態を損益計算書に適時に表現しているのみならず、収益と費用の対応もとれており、売上総利益が正確に計算されています。このため、タイムリーに経営の状況を把握することが可能となります。

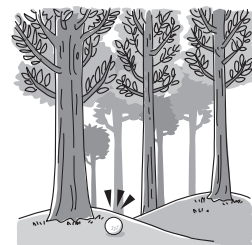
月次を現金主義で処理している会社は、中小要領に従って実現主義・発生主義に変更することで経営の状況の把握がよりタイムリーになります。



ゴルフのトホホ日記

それでも私は90台をめざします

～ゴルフ未経験の方、ゴルフはもうやめてしまったという方も一緒にプレーしませんか？～



第2回 ▶▶▶ 同伴社長さんたちのお気遣い

法人会コンペ、朝一番のティグラウンド周辺。順番待ちの大勢の社長さんたちがあちこちで談笑しています。ゴルフのこと？ 仕事のこと？

それでも視線の先は、ティショットをするプレーヤーに。

いよいよ私の番。100何回叩く中で、このショットだけは大量の人が注目しています。心の中で、「どうかここだけは、できるだけまっすぐに、少しでも遠くに飛んでくれ!!」との願いを込めてバックスイングを始めます。しかし無情にも、数秒後には左の林に一直線、もしくは大きくスライスして右のコースとの境の林へ、ポトリ。

心の底から泣きたくなりますが、しかしです。

同じ組の社長さんたちは、一緒に林に入ってボールを探してくれるんです。私は慣れています。林に踏み込むと靴やズボンの裾が泥だらけになるときもあります。それでも「関ちゃん、気楽に行けよ」「肩の力を抜いてさ」などと、慰めの言葉をかけながら。

そのうえ、林のあちこちに落ちているロストボールを拾って「ボールは何だっけいいんだろ？ これ使えよ!!」といういろいろな方からボールをいただきます。あまり自慢できませんが、これらのボール数が63球（4月15日現在）。几帳面な私は、手拭いで土を払って磨いて、メーカーごとに整理しています。おかげでここ数年ボールは買わずに済んでいます（笑）。

少し不純な動機でも、これだからゴルフはやめられない!

ゴルフを始めようと思っている方、以前プレーしたけど今はやめてしまったという方、さあ、一緒にプレーしませんか。法人会会員親睦ゴルフ大会は7/24開催（長野カントリークラブ）です。

※「こんな下手でも奮闘しています」という内容で一年間お届けします。

【文責:事務局 関】

情報アンテナ

ビジネスインフォメーション

Business Information

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

美味しいを超えて喜びをもたらす
こだわりのスイーツをご用意しています。

大人気の「藤ロール」「平五郎カステラ」はもちろん、ショーケースに並ぶ色とりどりのケーキや焼き菓子は、カフェでこだわりのドリンクと楽しんだり、大切な人への贈り物としてもぴったりです。



旧五明館の歴史ある建物をリノベーションした現代の善光寺門前らしい特別な空間。ここならではの贅沢なカフェ、ランチをお楽しみください。



HEIGORO
pâtisserie
THE FUJIYA GOHONJIN
SINCE 1648

長野市大門町515
TEL 026-266-0156
営業時間 10:00～18:00(ショップ)
＜10:00～16:00(カフェL.O)
11:00～14:00(ランチL.O)＞
無休 席数36席 提携パーキングあり



長野体育ジャーナル
www.n-journal.ne.jp

する人、
ささえる人へ。
新webメディア。

長野県内スポーツ団体の活動を報道でサポートしています！
小学生から社会人まで、長野県内スポーツ団体の活動を詳しく取材。
試合結果はもちろん、選手・関係者の声などもイキイキと
分かりやすく掲載する、長野県発のwebサイトです。



長野体育ジャーナル
www.n-journal.ne.jp

	オナジブー オナビエのテクノロジー 3 キートン 編集	
カテゴリ	  れいWPCORP.	 Webマーケティング機能で成長するサイトへ
◦ アフィリエイト ◦ 地域アフィリエイト ◦ 通信・医療 ◦ 予約・相談 ◦ 店舗業 ◦ 美容 ◦ 水泳 ◦ スポーツ・スポーツ用品 ◦ ストリート・アジア系ユーザー ◦ フォトブック ◦ レジスターション ◦ 保険 ◦ パセコサービス ◦ リレーボール ◦ フットボール ◦ 料理 ◦ サングラス	新着記事  スピードスターズ 2014年4月6日 会中スピードスターズ男子総合優勝に輝く。以上が激り選手のスナップ。 2013.14シーズン大会は、スピードスターズは全学年の4番を飾った。優勝2連覇の途程から期待された。これは男子サッカー対戦で2年連続の優勝を果たした。この試合では全学年を代表した3年生の林健太郎選手が得点し約1500、3000メートルの2倍を越え、2年生の田嶋翔太選手も1000メートルでタイムを記録するなど、総勢のメンバーが活躍した。大勝で力を出し続けた以上の成功を誇る。 お知らせ 2014年4月7日 大会 長野県立国体2団体決勝。優勝は長野東海高校。また、女子ソフトボール―長野短期大学付属高等学校4月6日 長野県教育委員会主催大会は4月6日、長野短期大学附属で行われた。当日参加者(男女)は約100名。会場は長野短期大学体育館。	 EFL WPCORP 新着リザルト 2014.04.10 サッカー・フットボール F3野球結果発表 2014.04.09 サッカー・フットボール F3野球結果発表 2014.04.09 サッカー・フットボール F3野球結果発表 2014.04.07 サッカー・フットボール 全学年サッカー大会 2014.04.06 サッカー・フットボール 長野県教育委員会主催大会 2014.04.06 サッカー・フットボール 長野県教育委員会主催大会

タイヤ交換の悩みすべて解消!

使わない時期の 保管

**10分で
交換**

次回交換時まで室内で安全に保管します!

お電話 1 本、完全予約制でお待たせしません!

今だけの特典
交換済み冬タイヤを
無料でお預かりします!

※今秋、交換・保管パックご利用のお客様に限ります。
（アパート・マンションなど、タイヤの置き場所にお困り）
の方はスタッフが無料でお預かりに伺います

**ご希望場所まで
出張**

★タイヤ&ホイール洗淨、
空気圧チェックも

4,800 (軽自動車) **円から**

★タイヤ販売も全メーカーお取り扱いしています★

タイヤサポート 長野店
長野市稲里町下水鉋 80-1 TEL&FAX 026-214-5852

タイヤサポート長野 🔍 検 索

Tea Room

今私の小さな部屋の壁に中島千波さんの「富士来春」の木版画がかかっている。この三月身内を亡くした私の心を思い、又毎春桜を見に京都行をしていたのを今年は断念した代わりに、毎日見れる様に知人が贈ってくれた。新幹線（特に東海道）を利用する度に富士に出会うのをいつも楽しみにしている。今は日本中桜が咲き満ちている。こんな美しい景色がある日本。私は大好きである。日本の国がいつまでも平和で美しい国である様願うこの頃である。

藤井 奎子

